

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 2 月 21 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ひらめ固定式刺し網漁業	1 隻	20 トン未満	定めなし	・ A 区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ 4 直線と共同漁業権漁場沖出線によって囲まれた海域。 ア つがる市高山の頂点 イ アから磁針方位 280 度の線と中泊町権現崎突端と鰯ヶ沢町弁天崎突端とを結ぶ線との交点 ウ 中泊町権現崎突端と鰯ヶ沢町弁天崎突端とを結んだ線上、弁天崎突端から 9,260 メートルの点 エ オから磁針方位 356 度 8,000 メートルの点 オ 深浦町大戸瀬崎突端	4 月 1 日から 7 月 31 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 つがる市に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 7 年 2 月 21 日から 令和 7 年 3 月 11 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 網の目合は、182 ミリメートル（6 寸）以上であること (2) 投網の全長は、1,515 メートル以内（仕立上り 1 反 25 間切りのもの 40 反以内）であること (3) 網の敷設中は、網の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さのボンデンをつけ、許可番号及び船名を表示すること (4) 操業するにあたり、他の漁業者との間でとり決めた操業協定の事項を遵守しなければならない (5) 使用する網は、一枚網に限る (6) 西津軽郡鳥居崎灯台中心点から磁針方位 335 度の線以北の区域のうち、沖合底びき網漁業の禁止区域の線から沖合においては、4 月 14 日以前に操業してはならない (7) 西津軽郡鳥居崎灯台中心点から磁針方位 335 度の線以南の区域のうち、沖合底びき網漁業の禁止区域の線から沖合においては、4 月 19 日以前に操業してはならない
	10 隻			・ A 区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ 4 直線と共同漁業権漁場沖出線によって囲まれた海域並びに世界測地系で表した点カ、キ、ク及びケを順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域。 ア つがる市高山の頂点 イ アから磁針方位 280 度の線と中泊町権現崎突端と鰯				

		<p>ヶ沢町弁天崎突端とを結ぶ線との交点 ウ 中泊町権現崎突端と鰺ヶ沢町弁天崎突端とを結んだ線上、弁天崎突端から 9,260 メートルの点 エ オから磁針方位 356 度 8,000 メートルの点 オ 深浦町大戸瀬崎突端 カ 北緯 40 度 50.44 分、東経 140 度 02.20 分 キ 北緯 40 度 51.60 分、東経 140 度 06.45 分 ク 北緯 40 度 52.63 分、東経 140 度 13.08 分 ケ 北緯 40 度 52.12 分、東経 140 度 13.00 分</p>		
13 隻		<p>・A区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ4直線と共同漁業権漁場沖出線によって囲まれた海域並びに世界測地系で表した点カ、キ、ク及びケを順次に結んだ4直線によって囲まれた海域。 ア つがる市高山の頂点 イ アから磁針方位 280 度の線と中泊町権現崎突端と鰺ヶ沢町弁天崎突端とを結ぶ線との交点 ウ 中泊町権現崎突端と鰺ヶ沢町弁天崎突端とを結んだ線上、弁天崎突端から 9,260 メートルの点 エ オから磁針方位 356 度 8,000 メートルの点 オ 深浦町大戸瀬崎突端 カ 北緯 40 度 50.44 分、東経 140 度 02.20 分 キ 北緯 40 度 51.60 分、東経 140 度 06.45 分 ク 北緯 40 度 52.63 分、東経 140 度 13.08 分 ケ 北緯 40 度 52.12 分、東経 140 度 13.00 分 ・B区域 次の2直線にはさまれた海域のうち、距岸 8,000 メートルの線と共同漁業権漁場沖出線との間の海域。 ア 大戸瀬崎突端から磁針方位 356 度の線 イ 深浦町根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱(基点第 37 号)から磁針方位 325 度の線</p>	<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 西津軽郡深浦町に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 	
1 隻		<p>・D区域 次のアとイを結ぶ直線、イからウに至る距岸 5,000 メートルの線並びにウ、エ及びオを順次に結んだ直線と共同漁業権漁場沖出線との間の海域。 ただし、深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱(基点 36 号)から磁針方位 255 度の線と恵神崎突</p>	4 月 20 日から 7 月 31 日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和 7 年 4 月 20 日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 網の目合は、182 ミリメートル(6 寸)以上であること</p>

	<p>端から磁針方位 255 度の線の間の海域を除く。</p> <p>ア 深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱 (基点第 36 号)</p> <p>イ アから磁針方位 313 度 5,000 メートルの点</p> <p>ウ 舶作崎灯台中心点とエを結んだ線と距岸 5,000 メートルの線との交点</p> <p>エ オから磁針方位 270 度 7,400 メートルの点</p> <p>オ 青森県と秋田県との境の須郷埼に設置した標柱 (基点第 31 号)</p>		<p>(2) 投網の全長は、1,515 メートル以内（仕立上り 1 反 25 間切りのもの 40 反以内）であること</p> <p>(3) 網の敷設中は、網の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さのボンデンをつけ、許可番号及び船名を表示すること</p> <p>(4) 操業するにあたり、他の漁業者との間でとり決めた操業協定の事項を遵守しなければならない</p> <p>(5) 使用する網は、一枚網に限る</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------